

令和6年4月1日から BSE検査対象が変わります

ポイント

- 1 96か月齢以上の死亡牛検査が**廃止**
- 2 月齢に関係なく下記の牛が対象
 - ① 起立不能等であった死亡牛
 - ② BSEを疑う症状のあった死亡牛
- 3 ①②のうち、検査が必要となる牛を**獣医師が判断**

お願い

- 牛が死亡したら、獣医師の指示を受けてください
- BSE検査対象牛については月齢に関わらず1頭ごとに発行された死亡獣畜処理指示書を死亡牛処理整理票に添付して運搬業者に渡して下さい

詳しくはこちら

北海道農政部生産振興局畜産振興課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/bse/bse.html>



ご不明な点がございましたら、お問い合わせください

北海道根室家畜保健衛生所BSE検査室・・・電話番号 0153-72-6131

北海道根室家畜保健衛生所・・・・・・・・・・・・電話番号 0153-75-2439